

令和6年第2回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年2月5日 開会

令和6年2月5日 閉会

令和6年第2回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月5日（月）午後3時30分

場 所 山武市役所 第6会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- (1) 保留案件の審議について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 令和5年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

出席事務局職員（4名）

◎日 程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 保留案件の審議について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 令和5年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和6年2月5日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

◎開 会

議長

これから、令和6年第2回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。
欠席委員は、議席番号2番小山委員です。
お諮りいたします。
日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号16番小川委員及び議席番号1番井野委員を指名いたします。

◎報 告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局から報告を求めます。

(事務局報告)

議長

事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、保留案件の審議についてを議題といたします。
概要の説明を事務局にお願いいたします。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
本件は、ただいまの説明にあったとおり、前回の第1回総会において、申請人と関係者の協議が整っていないことから保留となった案件でございます。その後の状況について、地区担当推進委員の佐瀬委員に報告を求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
議案第1号申請番号1について説明します。
先月、進入路の件で保留となった案件です。その後、畑への進入路の所有者と譲受人との間で協議がまとまり、通行してもよいということになり、問題が解決しました。今後、譲受人は有機栽培で西洋野菜などを作付けする予定です。
よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員の報告が終わりました。
担当地域の農業委員、議席番号4番小川委員の意見を求めます。

小川委員 議席番号4番、小川です。
ただいま佐瀬推進委員さんの説明のとおりでございまして、関係者との協議が整ったということで、問題はないかと思えます。
権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 農業委員の意見が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。本件について許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することを決定いたしました。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号ごとに、地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を、地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

第2号議案、申請番号1番について説明いたします。

譲受人は、中古住宅を取得した際、以前の持ち主が持っていた隣接の農地もセットでという話もあり、譲渡人も遠方で管理ができないということで、売買による所有権の移転ということです。地元としては問題ないかと思えます。

よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号1番井野委員に求めます。

井野委員

議席番号1番の井野です。

ただいまの齋藤推進委員の説明のとおり、何ら問題ございません。

よろしく御審議お願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第2号申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の説明を、地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
申請番号2番について説明いたします。
譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人が高齢になり、子供に贈与したいとのことで、田んぼのほうはよく管理されておりましたが、畑のほうの管理が行き届いていなく、その辺の管理を徐々にやっていくということでしたので、問題はないかと思います。
よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を、当該地域の農業委員、議席番号1番井野委員に求めます。

井野委員 議席番号1番の井野です。
ただいまの齋藤推進委員の説明のとおりであり、農地の承継でありますので、地元としては何ら問題ございません。
よろしく御審議お願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第2号申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の説明を、地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
申請番号3について説明いたします。
贈与による所有権の移転であります。譲渡人は相続した土地を管理
ができないとのことで、以前から親しくしていた隣接農地の譲受人に
贈与したいとのことです。よく管理されており、問題ないかと思いま
す。
よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を、当該地域の農業委員、議席番号1番井野委員に求めま
す。

井野委員 議席番号1番の井野です。
ただいまの齋藤推進委員の説明のとおり、地元としては問題ござい
ません。
よろしく御審議お願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第2号申請番号3を許可することに御異議の
ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号4の説明を、地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
申請番号4について説明いたします。

この案件は、売買による所有権移転となります。譲渡人は相続で取得したが、管理できないため。譲受人は、自分の耕作地に近く、利便性がよいためという理由になっております。

譲受人は、令和元年にこのほぼ隣接地域を取得しまして、サークル活動のような形で管理、営農をしております。今回ここを取得する経緯なんですけれども、サークルの人数が増え過ぎてちょっと面積が足らなくなったということで、少し面積を広げたいということで、取得するということになりました。

比較的しっかり管理をしているようで、夏場なんかだと何人かで草刈りもやっていたようなので、問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を、当該地域の農業委員、議席番号14番藤田委員に求めます。

藤田委員

議席番号14番、藤田です。

ただいまの伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、特に問題ないと思われま。権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく審議のほど、申し上げます。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第2号申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の説明を、地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

申請番号5について説明します。

使用貸借権の設定です。譲渡人は、現在耕作はしていません、この申請地は年に一、二度草刈りしているだけの場所です。譲受人は自宅から近い耕作地を探しているということですが、この申請地の近くの畑で、昨年の春頃より、小規模ですが小松菜を試験的に作付けしています。きれいに管理されており、問題はないと思われま

す。よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を、当該地域の農業委員、議席番号15番石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号15番の石橋です。

ただいまの高宮推進委員さんの御説明のとおりです。問題はないと思われま

す。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第2号、申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号6及び7は関連する案件でございます。

お諮りいたします。申請番号6及び7を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号6及び7は一括審議といたします。

申請番号6及び7の説明を隣接地区推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 隣接地区推進委員の伊藤です。
申請番号6と7を一括で説明いたします。
この案件は利便性の向上のための贈与による所有権移転です。
先代より耕作していた土地と隣接地の土地が入れ替わって登記されていたことが後に発覚し、お互いの将来のことを考えるといろいろと課題が残ると思います、この許可申請となりました。
先日、現地確認したところ、お互いにきれいに管理されていました。
特に問題はないかと思しますので、一括審議、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番、雲地委員に求めます。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。よろしく願いします。
今、推進委員の伊藤さんから説明していただきました申請番号6、7についてなんですけれども、伊藤さんの説明して下さったとおりで、これは最初からそういう話であったものがまたきちんと元に戻るということです、別に問題はないと思います。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第2号、申請番号6及び7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。

申請番号8について説明いたします。

これは贈与でありまして、譲渡人と譲受人は本家、新宅の関係でありまして、本家のほうで管理ができないため、もらってくれということで、譲受人が贈与されることになりましたので、何も問題はないと思います。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番、高野委員に求めます。

高野委員

議席番号7番、高野です。

今、十川推進委員が説明されたように、これは身内の中で贈与することになっており、権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく審議お願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第2号、申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号9の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員

地区担当推進委員の十川です。

申請番号9について説明いたします。

これは売買です。

譲渡人は高齢であり、その息子さんもちょうと体調が優れないということで、すぐ隣で耕作していた譲受人のほうに買ってくれという依頼をしたところ、譲受人のほうを買うことになったということで話を伺いました。

何も問題はないと思いますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号4番、小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番、小川です。
ただいま、十川推進委員さんの説明のとおりで、問題はないかと思
います。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第2号、申請番号9を許可することに御異議
のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号10については、日程第6、議案第3号の申請番号2に関連
し、許可日を同日とすることが妥当である案件でございます。
お諮りいたします。申請番号10については、日程第6、議案第3号
の申請番号2と併せて審議することにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。申請番号10は、日程第6、議案第3号の申
請番号2と併せて審議することといたします。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する

る意見についてを議題といたします。

議案第3号、申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

第3号議案、申請番号1について説明いたします。

転用を伴う所有権の移転です。

先日、現地確認をまいりました。

譲渡人は、高齢のため耕作ができなくなったとのことです。

譲受人は、住環境、生活環境もよく、恵まれた場所とのことで、住宅を建てるとのことです。

転用に伴い、北側の道路が狭いため、幅4メートルぐらいの道路になるよう土地を市に提供するとのことです。

南側に農地がありますが、耕作には影響ないと思います。

地元としては問題ないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を中山委員に求めます。

中山委員

議席番号11番の中山でございます。

2月1日に現地のほうを確認してまいりました。

ただいま、齋藤推進委員さんが、細かく状況をお話しされていましたが、ただいま、さんむ医療センターが目と鼻の先という状況で、周辺は住宅地に囲まれております。第2種農地への建て売り分譲住宅の建築ということでございまして、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等については問題ないかと思われまます。したがって許可相当と思われまます。

よろしく申し上げます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませぬか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

それでは、日程第5においてお諮りし、併せて審議することといたしました議案第2号の申請番号10及び本議案の申請番号2を審議いたします。

事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第2号の申請番号10と議案第3号の申請番号2について説明します。

議案第2号の申請番号10のほうは営農型太陽光発電施設設置期間更新のための区分地上権の設定です。

議案第3号の申請番号2は、同じ発電施設の転用となる地上権の設定で、一時転用となります。

譲受人は4年前に発電施設の下でキクラゲ栽培を行うという計画でした。3年間、栽培も耕作もしなかったことで、昨年 of 更新申請の際も審議されたわけですが、許可も1年の許可しか出ませんでした。そういうわけで、今年も申請となりました。

昨年から、今度はミョウガ栽培を始めまして、営農計画にあるような単収はとても望めないような気がしますけれども、以前よりはましな耕作状況となっています。今後も耕作の指導が必要と思われま

説明は以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号4番、小川委員に求めま

す。

小川委員

議席番号4番、小川です。

現地確認をしまいいりました。この申請について申し上げます。

この申請地の周辺に、農地に対して特段の障害がないと考え、農地法第3条第2項のただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

現地調査の報告を増田委員に求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。よろしく願いします。

ただいま地区担当推進委員である佐瀬さんのほうからも説明がありましたけれども、圃場につきましてはミョウガの作付けした跡が見られたということですが、管理のほうが万全ではないんですが、大分努力はされているなという状況がうかがえました。

ということで、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決に移ります。

まず、議案第2号、3条許可申請の申請番号10、区分地上権の設定について採決いたします。

この案件は、議案第3号申請番号2と同時に許可することが妥当である案件でございます。

お諮りいたします。議案第2号の申請番号10は、議案第3号の申請番号2と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の申請番号10は、議案第3号の申請番号2と同じ日付で許可することに決定いたしました。
続いて、議案第3号の申請番号2についてお諮りいたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、令和5年度第11次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第4号について原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。
申請番号ごとに推進委員の説明を求めます。
番号1の説明を地区担当推進委員の椎名委員に求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。番号1について御説明いたします。
番号1番、更新です。現在も頑張っておりますが、これからも新しい技術を取り入れながら、多少なりとも規模拡大をして頑張っていきたいということですので、よろしく願いいたします。

議長

番号2の説明を隣接地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員

隣接地区担当推進委員の十川です。番号2について説明いたします。
更新です。現在、妻と息子と施設園芸を中心として行っておりまして、スイカ、人参、トマトを頑張っております。
特に問題ないと思います。
よろしく願いします。

議長

番号3の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。
新規となります。数年前に就農して、現在、奥さんと2人でネギの栽培を行っているそうです。
適正な施肥、農薬散布方法を習得して、原価の軽減を図るということになっております。
頑張っているのです、よろしく願いいたします。

議長

番号4の説明を地区担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

この方は新規でございます。1987年、今から37年前に、大学に留学するために来日し、大学を卒業した後、大学院に3年間在籍しました。後に会社員となり、そして、2011年4月から県外の有機栽培農家の農園に農業研修に入りました。山武市には去年の3月中旬に居住され、露地野菜、唐辛子、白菜、大根を中心に有機栽培を目指しているそうです。

販売先は、千葉市方面の焼き肉店、また、東京の新宿、新大久保の韓国料理店などに販売しているそうです。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第5号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。
以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の件について、皆様から御意見等ございますか。

井野委員 お耳だけお貸してください。
先だって、農業再生協議会を開きまして、山武農業事務所より、説明を依頼されたことがありましたので、お知らせいたします。
1枚目が緑色のパンフレットですが、本年度は飼料米がかなり不足しているようであります。協力できる方は、ひとつ協力していただきたいと思えます。アキヒカリの種については、農業事務所のほうで確保ができるそうですので、よろしく申し上げます。
それと、農地米ですが、昨年度は山武市内においても二等米が結構出てきておりました。今年も昨年のように暑い日が続くようであれば、

パンフレットに記載したとおりの栽培方法を取っていただければ二等米が少なくなるということですので、参考にさせていただければありがたいと存じます。

よろしく申し上げます。

議長

ほかに何かございませんか。

◎閉 会

議長

御意見がないようなので、以上で本日の総会を閉会といたします。